

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター求職者等への セクシュアルハラスメントの防止等に関する指針

1 目的

公益社団法人伊勢原市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、採用選考活動その他の求職活動（以下「求職活動等」という。）に参加する求職者等が、安心して求職活動等を行うことができる環境を確保するため、求職者等へのセクシュアルハラスメント（以下「求職者等セクハラ」という。）の防止に関し取り組むべき必要な事項を定める。

2 基本方針

センターは、求職者等セクハラを行ってはならないことを全ての役員及び職員（嘱託職員及び臨時職員を含む。以下同じ。）に周知徹底する。センターは、求職者等セクハラの防止に努めるとともに、万一発生した場合には、行為者に対して厳正に対処する。

3 求職者等セクハラの変義

求職者等セクハラとは、役員及び職員による性的な言動により、求職者等の求職活動等を妨げたり、不利益や精神的な苦痛を与えたりする行為をいう。

また、対面での活動だけでなく、電話、電子メール、SNS等によるやり取りも対象とする。

4 禁止行為

役員及び職員は、求職活動等に参加する求職者等に対し、次に掲げる言動を行ってはならない。

- (1) 性的な関係や交際を求めること
- (2) 必要なく身体に触れること
- (3) 性的な事実関係や恋愛・交際等について尋ねること
- (4) 性的な冗談、からかい、発言等を行うこと
- (5) 性的な内容を含む画像、動画、情報等を見せたり、送信したりすること
- (6) 容姿、身体、年齢等について、性的な意味を含む発言をすること
- (7) 採用や選考等を条件として、求職者等に不適切な性的言動を行うこと
- (8) その他、求職者等の求職活動等を妨げるような性的な言動を行うこと

5 面談等の実施ルール

(1) 面談

原則として業務時間内にシティプラザ内で実施すること。ただし、やむを得ない事情により実施することができない場合は、面談実施者はあらかじめ「実施日時」「場所」及び「対象者氏名」を理事長に報告し、許可を得た上で実施することができる。

面談は、原則複数名で実施する。やむを得ず1名で実施する場合、実施経過を記録すること。

(2) 連絡手段

原則として、求職者等との連絡には郵送のほか、社用電話や社用メールを使用し、私用SNSその他の個人的な連絡手段による連絡先の交換は行わないこと。

6 相談窓口

求職者等セクハラに関する相談窓口は、事務局長とする。事務局長は相談者の秘密は厳守する。

7 相談・苦情への対応

求職者等から求職者等セクハラに関する相談、苦情等の申出があった場合には、相談者のプライバシーに十分配慮し必要な事実確認を行う。求職者等セクハラの実事が確認された場合には、就業規則その他の規程に基づき、行為者に対して厳正かつ適切に対処する。

相談したことや事実確認に協力したことを理由として、求職者等に対して不利益な取扱いをしてはならない。

8 周知・啓発

求職者等セクハラを防止するため、本方針を役員及び職員に周知するとともに、必要に応じて研修及び啓発を行う。

9 守秘義務

相談及び事実確認等の対応に携わる役員及び職員は、相談者及び関係者のプライバシーを尊重し、職務上知り得た秘密を正当な理由なく他に漏らしてはならない。

令和8年10月1日制定